キ　最終親会社の子会社の有無については，該当する□にレ印を付すこと。
ク　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。
ケ　国内売上高については，法第10条第２項に規定する国内売上高を記載すること。
なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。
コ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
サ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
シ　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。
⑶　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び⑵イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□にレ印を付すこと。
イ　主たる事業については，⑴に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域，届出会社との関係及び会社の記載順については，⑵に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
⑷　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）
ア　商品又は役務の種類は，日本標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に係るものについては，工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の６けたの分類に準拠するものとし，その他の事業に係るものについては，日本標準産業分類の細分類（４けた分類）に準拠するものとする。
イ　総販売額に占める割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
ウ　事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。
⑸　届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については，⑷に準じて記載すること。
イ　供給（購入）依存度とは，供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。
⑹　届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□にレ印を付すこと。
イ　仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は，仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10％以上のもの又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占拠率が10％以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
３　共同株式移転により設立する会社の概要
⑴　共同株式移転により設立する会社に関する事項
ア　共同株式移転により設立する会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。
イ　共同株式移転により設立する会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。
ウ　設立後の資本金，設立後の総資産，主たる事業，その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，２⑴に準じて記載すること。
エ　兼任役員数とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には，兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。
オ　届出会社との関係については，２⑵に準じて記載すること。
⑵　共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（届出会社及び２⑵イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□にレ印を付すこと。
イ　最終親会社及び子会社については，２⑵に同じ。
ウ　主たる事業及び総資産については，２⑴に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域，国内売上高及び会社の記載順については，２⑵に準じて記載すること。
オ　議決権保有割合とは，共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
カ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
⑶　共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（届出会社，２⑵イ，２⑶及び⑵に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□にレ印を付すこと。
イ　主たる事業については，２⑴に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域及び会社の記載順については，２⑵に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは，共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
４　届出会社の国内の市場における地位
ア　最終親会社及び子会社については，２⑵に同じ。
イ　供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は，販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10％以上のもの又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占拠率が10％以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
ウ　名称欄には，届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と，届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し，主要な同業者についてはその名称を記載すること。
エ　主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については，原則として第３位まで記載すること。また，項目⑴では，名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については，順位に関係なく記載すること。
オ　市場占拠率については，推定により記載した場合は，「推定」と付記すること。
カ　順位については，10位以下の場合は，「10位以下」と記載することができる。この場合は，同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。